



# 虐待防止対応マニュアル

一般社団法人ポジティブサポート

ABA スタジオこれっと

## 虐待防止対応マニュアル

(はじめに)

障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、一般社団法人ポジティブサポートが運営する ABA スタジオこれっとにおいて、虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の利益の擁護のためにマニュアルを策定する。

(虐待防止対応責任者)

1. 虐待に関して責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を置く。
2. 虐待防止対応責任者は、「ABA スタジオこれっと」の管理者とする。

(虐待防止受付担当者)

1. 児童、その保護者、関係者等（以下「児童等」という）が虐待の報告を行いやすくするため、虐待防止受付担当者を置く。
2. 虐待防止受付担当者は、管理者が兼任する。

(虐待防止のための対策を検討する委員会)

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、従業員に周知をする
2. 従業員に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施する

(虐待報告等の受付)

1. 虐待防止受付担当者は、児童等からの虐待報告を随時受け付ける。また、虐待防止受付担当者が不在のときには、他のすべての職員が虐待報告を受け付けることができる。その場合、速やかに虐待防止受付担当者へ近状を報告すること
2. 虐待防止受付担当者は、虐待の報告を受けたときは、直ちに「虐待通報の受付、経過記録書」を作成し、虐待防止対応責任者に報告する。

(虐待への対応)

1. 虐待防止対応責任者は、前条の虐待の報告を受けたとき、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、市町村障害者虐待防止センターに虐待の通報を行う。
2. 虐待防止対応責任者は、虐待の内容及びに原因を調査し、必要な改善策を検討する。
3. 虐待防止対応責任者は、児童の保護者、関係者等に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明しなければならない。

(虐待を受けた児童や家族への対応)

1. 虐待の報告を受けた虐待防止受付担当者は、虐待を受けた児童の安全確保を最優先に行う。
2. 虐待を行った職員に対し、虐待の事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の何らかの措置を講じ、児童が安心できる環境づくりを行う。
3. 管理者は、虐待を受けた児童やその家族に対して虐待が発生した経緯、虐待の内容等を説明し、謝罪を行い信頼の回復に努める。

(改善に向けた措置)

1. 虐待防止対応責任者は、職員会議を開き、虐待の再発防止策を検討する。必要に応じて、児童等とも協議の場を設ける。
2. 虐待防止対応責任者は、虐待が発生した経緯及び改善策を記載した改善計画を策定し、児童等に説明する。

(虐待防止のための措置)

1. 虐待防止対応責任者は、虐待の防止を図るために、定期的に職員研修を実施する。
2. 虐待防止対応責任者は、虐待対応の仕組みや通報先について施設内掲示物、パンフレット等に記載し、周知する。

(虐待対応の記録・報告)

1. 虐待防止受付担当者は、虐待報告受付から解決・改善までの経過と結果について所定の書面に記録する。
2. 虐待防止対応責任者は、虐待通報者及び被虐待者に対し改善を約束した事項について、随時または一定期間後に虐待通報者及び被虐待者に状況を報告する。

令和5年4月施行

(補足資料)

## 第1章 障害者虐待とは

◎障害者虐待とは次の3つをいう

### ★養護者による虐待

- ・障害者(児)の生活を養護する保護者・親族・同居人等による虐待

### ★障害者福祉施設従事者等による虐待

- ・障害者(児)が利用する福祉施設・福祉サービス等の従業員等による虐待

### ★使用者による虐待

- ・障害者を雇用する者等(事業者)による虐待

## 1. 養護者による虐待

- ・障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ・わいせつな行為をすること又は強制し、わいせつな行為をさせること
- ・心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による「わいせつ・暴力・減食等の行為の放置」又その行為を黙認する事。その他の養護者としての監護を著しく怠ること
- ・著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、暴力、同居する家庭における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は同居人による暴力、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動、その他の著しい身体的外傷を与える言動を行うこと
- ・養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分すること
- ・その他当該障害者から不当に財産上の利益(障害年金・給与等)を得ること

### ★養護者による虐待(具体的例)

- ・兄弟、姉妹と違う食事(偏食除く)の提供および食事の量を減らし成長の妨げになる行為を行う
- ・身体に沿わない衣服(あきらかに小さい服、破れた服など)の提供し心理的苦痛を与える行為を行う
- ・放置(一人だけ電気も付いていない家の中に置き、他の家族だけで食事や買い物に行く)行為を行う
- ・暴力行為(食事が遅い・言うことを聞かない)などを理由に殴る、蹴るという行為を行う
- ・暴言(産むんじゃなかった・死んだらいいのに)などの精神的苦痛を与える行為を行う

### ★養護者の負担の軽減を図るための支援として

- ・家庭の中で発生する障害者虐待の場合は、養護者が障害の特性についての知識が不足して適切な対応ができなかったり、介護疲れからストレスを抱えていたりするなど、養護者にかかる重い負担が虐待の要因となっていることがあります。
- ・このような場合には、市町村の障害者福祉担当部局が関わり、養護者の介護負担の軽減

のための相談、指導及び助言などの支援を行ってもらうことができます。

- ・例えば、障害者福祉施設の短期入所（ショートステイ）や通所サービス、ホームヘルパーの派遣、移動支援事業などの利用につなげたり、家族会への参加やカウンセリングの利用を勧めるなどにより、負担の軽減を図る支援を行ってもらうことができます。

## 2. 障害者福祉施設従事者による虐待

- ・障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること  
正当な理由なく障害者の身体を拘束すること（本人に危険が及ぶと思われる場合等の緊急時を除く）
- ・障害者にわいせつな行為をすること又は強制し、わいせつな行為をさせること
- ・障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・障害者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置をすること
- ・当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による「わいせつ・暴力・拘束等」の行為を黙認すること
- ・その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ・障害者の財産（家屋・資産等）を不当に処分すること
- ・その他障害者から不当に財産上の利益（障害年金・給与等）を得ること
- ・障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修（人権・虐待防止）の実施を行うものとする。
- ・当該障害者福祉施設に入所、又は利用、当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者（利用する人）及びその家族からの苦情の処理の体制の整備（苦情窓口の開設等）を行うものとする。
- ・その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする

## 3. 使用者（障害者を雇用する者）による障害者虐待

- ・障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ・正当な理由なく障害者の身体を拘束すること（本人に危険が及ぶと思われる場合等の緊急時を除く）
- ・障害者にわいせつな行為をすること又は強制し、わいせつな行為をさせること
- ・障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・当該事業所に使用される他の労働者による「わいせつ・暴力・拘束等」の行為を黙認すること
- ・障害者の財産（家屋・資産等）を不当に処分すること

- ・その他障害者から不当に財産上の利益（障害年金・給与等）を得ること
- ・障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施（人権・虐待防止等）を行うものとする。
- ・当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備（苦情窓口の開設等）を行うものとする。
- ・その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする
- ・養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

## 第2章 虐待に値する行為とは

◎自分がされたら嫌なことを障害児にしてはいけない。常に相手の立場で適切な支援を心がけましょう

★障害者虐待の類型は、次の5つ（具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる）

### 1. 身体的虐待

※障害者(児)の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害児の身体を拘束すること

#### 【具体的な例】

- ・つねる・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける等の行為で打撲させる
- ・たばこを押しつける等の行為で火傷をさせる
- ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける・医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する・ミトンやつなぎ服を着せる・部屋に閉じ込める・施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）
- ・熱湯を飲ませる・無理やり食べられないものを食べさせる・食事を与えない
- ・戸外に閉め出す・部屋に閉じ込める・縄などで縛る

### 2. 放棄・放置

※障害者(児)を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等により養護を著しく怠ること

#### 【具体的な例】

- ・自己決定と言って放置する
- ・話しかけられても無視する
- ・失禁をしていても衣服を取り替えない
- ・不注意によりけがをさせる。食事や水分を十分に与えない
- ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している
- ・あまり入浴させない
- ・汚れた服を着させ続ける

- ・排泄の介助をしない
- ・髪や爪が伸び放題
- ・室内の掃除をしない
- ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる
- ・病気やけがをしても受診させない
- ・学校に行かせない
- ・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する
- ・同居人や関係者による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する

### 3. 心理的虐待

※障害者(児)に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

#### 【具体的な例】

- ・「そんなことすると外出させない」など言葉による脅迫
- ・「何度言ったらわかるの」など心を傷つけることを繰り返す
- ・他の障害児と障害児と差別的な取り扱いをする
- ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う
- ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する

### 4. 性的虐待

※障害者(児)にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

#### 【具体的な例】

- ・性交・性的暴力・性的行為の強要
- ・性器や性交・性的雑誌やビデオを見るように強いる
- ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する
- ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する

### 5. 経済的虐待

※障害者(児)の財産を不当に処分すること、そのほか障害者(児)から不当に財産上の利益を得ること

#### 【具体的な例】

- ・障害者(児)の同意を得ない年金等を流用など財産の不当な処分
- ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。
- ・職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる
- ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない

### 第3章 虐待を未然に防ぐ心構え

#### 1. 管理職、職員の研修、資質向上

- ・障害者の人権の尊重や虐待の問題について、管理職、職員に高い意識が必要
- ・職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠
- ・管理者が率先し職員とともに風通し良く働きがいのある職場環境を整える必要

#### 2. 個別支援の推進

- ・利用者個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが虐待を防止すること

#### 3. 開かれた施設運営の推進

- ・地域住民やボランティアや実習生など多くの人が施設に関わることやサービス評価（自己評価・第三者評価など）の導入も積極的に検討することが大切

#### 4. 実効性のある苦情処理体制の構築

- ・障害福祉サービス事業所等に対してサービス利用者やその家族からの苦情処理体制を備えること等により虐待防止等の措置を講ずること

##### ① 職員の人権意識の向上

- ・職員が自らの行為が虐待などの権利侵害に当たることを自覚していない場合があることから掲示物を事業所の見やすい場所に掲示し、職員の自覚・自省を促す
- ・倫理綱領、行動規範等を定め、職員に周知徹底する
- ・普段から研修などを通じて職員の人権意識を高める

##### ② 職員の知識や技術の向上

- ・研修などを通して職員の知識や技術、特に行動障害などの特別な支援を必要とする障害児の支援に関する知識や技術の向上を図る
- ・個々の障害児の状況に応じた個別支援計画を作成するなどして適切な支援を行う
- ・職員が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境を整備する

### 第4章 身体拘束に値する行為とは

#### 1. 身体拘束について

- ・障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束・行動制限が日常化すると、そのことがきっかけとなって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体



拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にするように取り組みましょう

## 2. 身体拘束とは

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

★【具体的な例】身体拘束はご利用者の自由を奪うこと。

- ・スピーチロック・・・「動くな」「危ない」「ダメ」などと言葉で行動を静止すること
- ・フィジカルロック・・・居室や建物の玄関に鍵をかける、縛って立たせなくする、身体的行動を制限すること
- ・ドラックロック・・・薬で徘徊などの行動を静止する行為
- ・ベッド柵を3本以上使用する又不必要な柵を使用すること（4本でなくとも方麻痺の方なら健側下側に1本使用でも拘束となる）
- ・ベッド柵に手や足を縛って動けないようにすること
- ・ミトン等手指の動きを制限する手袋の使用（五本指も同様・鍵つきやひもで縛るもの）
- ・車椅子や椅子に Y 字ベルト、三角、テーブル等に固定すること
- ・立ち上がれないような椅子等を使用すること（ふかふかのソファ等）
- ・上肢下肢を紐等にて固定すること
- ・つなぎ服、おむつカバー等を使用すること（自分で着たり脱いだりできる以外のこと）
- ・過剰な睡眠薬、向精神薬を服用させること
- ・自分で出入りできない部屋等に隔離することや部屋に鍵をかけてとじこめること（ホールなどで周りに物や他者を置き動けない様にしても同様）
- ・「ちょっとまってね」「夜だから寝てください」などの支援者側の都合による声かけ
- ・利用者様の行動を職員の都合（見守り出来ないから等）で制限すること
- ・車いすにブレーキをかけて放置すること
- ・自分で外すことができないヘッドキャップなどを含む装具類
- ・集合写真等で逃げないように身体を捕まえ、正面を向けさせる為に顔や頭を抑えること
- ・外出の際、職員が把握し易いようなジャージ（名前入り）の上下を着用させること
- ・詰め所から監視しやすいように一箇所に利用者を集めて座らせること
- ・事故防止という安全面の配慮からエレベーターのスイッチを常時、切っていること
- ・歯磨き介助の際に、嫌がる利用者を身体で抑えて行うこと

- ・健康診断の採血の際、暴れる利用者を3～4人で抑え付けて行うこと

## 第5章 身体拘束を未然に防ぐための心構え

- ・身体拘束に値する行為をしないにこしたことはありませんが、状況によりやむを得なく行わなければならない場合が発生しないとは限りません。しかし、そのような時にもその行為が、「誰の為に行うのか？」という点をはっきりしていなくてはなりません。また、緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。事業に携わるものがこの点をはっきり認識できるように取り組みましょう

### ★やむを得ない場合の対応として

#### 1. 切迫性

- ・利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

#### 2. 非代替性

- ・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

#### 3. 一時性

- ・身体拘束その他の行動制限が一時的であること

### ★以上3つの要件をすべて満たす場合に、以下の手続きを経て行います

- ・事業所としての組織的な判断
- ・マニュアルなどの規定の整備
- ・本人・家族等への書面の同意
- ・個別支援計画への位置づけ
- ・定期的なケース検討会議

- ★やむを得ず身体拘束を行うときには、身体拘束の解消に向けた統一的な取組方針を決定していくために、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。また、事前にマニュアルなどを整備しておくことにより、組織としての考え方や手続きを統一しておきます。個別支援計画には、やむを得ず身体拘束を行う際の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載するとともに、身体拘束を行った際にはそれらの事項を記録します。利用者本人や家族に十分に説明することに加えて書面で同意を得ます。

## 第6章 やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合の注意事項

- ◎3つの基準（切迫性・非代替性・一時性）の全てを満たした場合のみ、対応を行なうこととします。ただし、この場合でも以下の点に注意しましょう

- ・「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当のスタッフ個人（または数名）では行わず、事業所全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておきましょう。特に、事業所内の「身体拘束廃止委員会」といった組織におい

て事前に手続等を定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則としましょう

- ・ 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し十分な理解を得るよう努める。その際には管理者やその他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続や説明者について事前に明文化しておきましょう
- ・ 仮に、事前に身体拘束について事業所としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行いましょう
- ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除するこの場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要
- ・ 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しましょう
- ・ 具体的な記録は、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等を用いるものとして、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとにその記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、スタッフ間、事業所全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有しましょう。この「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等は、事業所において保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにしましょう

★隔離等の行動制限を行った場合の記録

- (1)行動の制限を必要と認めた職員の氏名
- (2)職員等が必要と認めて行った行動制限の内容
- (3)行動の制限を開始した年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻
- (4)当該行動の制限を行ったときの状況